

[http://www.town.tawaramoto.nara.jp/01\\_town/prefectural-assembly/minutes/201002/pdf/100201.pdf](http://www.town.tawaramoto.nara.jp/01_town/prefectural-assembly/minutes/201002/pdf/100201.pdf)

○5 番（古立憲昭君）おはようございます。議長のお許しをいただきまして、発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデージー教科書の普及促進を求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

この「デージー教科書」というのは、英文では Digital Accessible Information System（デジタル・アクセシブル・インフォメーション・システム）、つまり情報をデジタル化するという意味で、教科書をパソコンで再生をし、そして文字を音声で読み上げ、それを聞きながら文字や画像を見ることができるという大変視覚と聴覚の両方から情報を得ることができるので、読みの困難が軽減することができると言われております。また、これらが視覚障がい者はもとより、弱視者、LD、ADHD、自閉症などの軽度発達障がい者等、読みに困難を伴う人々の支援に大変有効だということでございますので意見書を提出させていただきました。

本文を読まさせていただきます。

平成 20 年 9 月に「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。

この教科書バリアフリー法の施行を機に、平成 21 年 9 月より、（財）日本障害者リハビリテーション協会（リハ協）がボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキストと画像を使用し、デジタル化対応することで、テキスト文字に音声をシンクロ（同期）させて読むことを可能にした「マルチメディアデージー版教科書」（デージー教科書）の提供を始めました。また、文部科学省において、平成 21 年度より、デージー教科書などの発達障害等の障害特性に応じた教材の在り方やそれらを活用した効果的な指導方法等について、実証的な調査研究が実施されております。

現在、デージー教科書は、上記のとおり文部科学省の調査研究事業の対象となっておりますが、その調査研究段階であるにもかかわらず、平成 21 年 12 月現在で約 300 人の児童生徒に活用され、保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、デージー教科書の普及推進への期待が大変に高まっております。しかし、デージー教科書は教科書無償給与の対象となっていないことに加えて、その製作は多大な時間と費用を要するにもかかわらず、ボランティア団体頼みであるため、必要とする児童生徒の希望に十分に答えられない状況にあり、実際にリハ協が平成 21 年度にデジタル化対応したデージー教科書は小中学生用教科書全体の約 4 分の 1 に留まっております。

このような現状を踏まえると、まず、教科用特定図書等の普及促進のための予算の更なる拡充が求められるところですが、平成 21 年度の同予算が 1.72 億円に対し、平成 22 年度は 1.56 億円と縮減されており、これらの普及促進への取り組みは不十分であると言わざるを得ません。

よって、政府及び文部科学省におかれては、必要とする児童生徒、担当教員等に

デジター教科書を安定して配布・提供できるように、その普及促進のための体制の整備及び必要な予算措置を講ずることを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位におかれまして、この趣旨をご理解いただいてご賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。